

# 東京都七生福祉園

## I 施設概要

所在地	東京都日野市程久保843
-----	--------------

事業種別			定員	
指定 管理 事業	第1種社会福祉事業	障害者支援施設	生活介護	144人
			自立訓練（生活訓練）	6人
			施設入所支援	150人
			就労移行支援	14人
		福祉型障害児入所施設	156人	
	第2種社会福祉事業	短期入所事業（児童7人 成人5人）	12人	
公益事業	知的障害者短期入所事業（日野市）	1人		
自主 事業	第2種社会福祉事業	共同生活援助事業（1所7ユニット）	30人	
		特定相談支援事業	—	
	公益事業	知的障害者就労支援事業（日野市）	—	
		地域生活支援事業（日野市）	—	

## II 令和7年度の運営方針

利用者がかけがえのない個人として尊重され、安全で安心して生活を送ることができるよう、利用者の人権の尊重を支援の根本に据え、利用者及び関係機関等との信頼関係を構築するとともに、職員の専門性を向上させ、職員間で連携した質の高いサービスの提供体制及び安全な生活環境の整備等を進めていく。

### 1 利用者本位のサービスの徹底

利用者の意見や意思を尊重し、園内外の専門職や関係機関等との連携を図っていく。また、一人ひとりの希望や特性を踏まえた入所支援計画・個別支援計画を作成し、利用者本位の専門的、良質かつ適切なサービスを提供する。

### 2 セーフティネットとしての役割の強化

特別な支援が必要な利用者を積極的に受け入れ、関係機関等と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き果たしていく。

### 3 権利擁護の徹底

利用者の人権を守り、安全・安心な生活を確保し、虐待や権利侵害を防止するた

め、全職員の意識の徹底を図り、事故防止に向け、積極的に取り組んでいく。

#### 4 地域福祉の向上

地域の多様な主体と連携・協力して、変化する社会情勢に対応し、利用者の社会参加や地域社会との交流を促進するとともに、専門機能を活かしながら地域の支援ニーズに応え、地域福祉の向上に貢献する。

#### 5 地域生活移行等の推進

障害者の意思決定を尊重し、保護者や関係機関の理解と協力を得て、利用者の地域生活移行等に積極的に取り組み、地域で安心して生活できるよう支援していく。また、関係機関と情報共有し、連携しながらケアリーバー（退所児童）に対するアフターケアの役割を果たす。

#### 6 運営体制の充実・強化

人材の確保・育成、リスクマネジメントの徹底、生活環境の整備、災害・防犯対策の取組強化、施設の効率的な運営等、適切なサービスの提供を支えるための基盤である運営体制の充実強化を図る。

### Ⅲ 実施計画

令和7年3月1日現在、障害児入所施設では、発達障害児及び被虐待児が増え、利用者の78.6%が措置入所であり、養育家庭や児童養護施設、児童自立支援施設、病院などの他施設からの入所者は48.8%となっている。

障害者支援施設では、障害支援区分5及び6の利用者が61.5%、65歳以上の利用者が35.6%となっており、高齢・虚弱（重度）化が進んでいる。

令和7年度は、こうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組んでいく。

#### 1 児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

##### **(1) アクション① 児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供**

###### **ア 障害者の意思決定の支援**

障害児入所施設において、権利ノートやカードを配布し、困った時に相談する権利等を伝えていくとともに、言葉での伝達が難しい児童に対しては、権利カードを活用し、意思の表出を促していく。入所支援計画作成においては、要望調査票を用いて、生活の希望等を把握し、サービス向上に繋げていく。

障害者支援施設において、利用者が日常生活や社会生活を送る中で、自らの意思が反映された生活を送ることが大事である。そのためにも、関係者が多角的な視点を持ち、生活の様々な場面で利用者本人の意思確認や、意思決定に必要なとなる十分な情報や機会、体験の場を通じて選択肢を提供していくなど、利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供に努めていく。

###### **イ 個別支援計画の策定**

障害児入所施設において、児童の入所支援計画作成の際は、要望調査票を用いて生活の希望等ニーズを把握し、支援計画に反映させ、サービス向上に繋げていく。

障害者支援施設において、利用者や保護者の意向について十分な把握に努めるとともに、利用者の障害特性やニーズを踏まえ、生活目標や目標実現に向けた取組、また具体的な支援内容・方法に関して、関係職員によるアセスメント、計画書作成、モニタリング等の実施・検討を繰り返し行いつつ、利用者・保護者の同意のもとに、より利用者の望む生活を実現するための個別支援計画を策定していく。

## ウ 福祉サービス第三者評価の活用

令和6年度は、障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所事業（児童・成人）、共同生活援助のサービスについて受審し、全ての評価項目で標準項目を満たしているとの評価であった。

(ア) 令和6年度評価結果における「特に良いと思う点」

### 【障害児入所施設】

- a 職員の能力を高めるとともに、児童相談所や学校等と連携し、民間施設での受入れが困難なケースに積極的に対応している。
- b 子どもの意向の聞き取りや支援計画の作成手順を確立し、特性や課題に応じた子ども本位の支援につなげている
- c 児童自活寮の積極的な活用により、地域移行に向けた具体的なイメージを醸成する取り組みが行われている。

### 【短期入所事業（児童）】

- a (【障害児入所施設】 aに同じ。)
- b 短期入所担当の配置や丁寧な見学対応、予約方法の変更等で都内全域のニーズに柔軟に対応している。
- c 初回利用時に寮の支援員や看護師が、子どもの生活面や健康面、医療情報等を丁寧に聞き取り、安心・安全に過ごせるよう支援している。

### 【障害者支援施設】

- a 職員の支援能力向上と専門職との連携強化により、支援困難な利用者を積極的に受け入れられるようにしている。
- b 事業説明会をはじめとした様々な機会を通じて、施設と家族双方の相互理解が深まるよう、意見交換の場を設けている。
- c 利用者の意向や専門職の意見、特性を踏まえた個別支援計画を作成し、利用者本位で専門的なサービス提供につなげている。

### 【短期入所事業（成人）】

- a (【障害者支援施設】 aに同じ。)

- b 初回の短期入所利用時は、看護師によるきめ細やかな健康チェックが行われ、利用者が安定して過ごせるよう健康管理体制を整えている。
- c 利用者の希望を反映した短期入所個別支援計画を利用の都度作成し、利用者本位のサービス提供につなげている。

【共同生活援助事業】

- a 利用者の生活に役立つ交流の場や余暇情報を収集し、希望に沿った情報を提供することで、利用者の充実した生活をサポートしている。
- b 利用者との話し合いや対話を大切にしており、相談員による定期的な訪問の機会も作られており、利用者も楽しみにしている。
- c 利用者の状況や課題を的確に把握し、個別のニーズに応じた柔軟な支援ができるような個別支援計画を作成している。

(イ) 令和6年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

【障害児入所施設】

- a 法人統一の支援記録システムへの移行を円滑に進めるとともに、継続して利用する独自の仕組みの検討、活用が期待される。
- b 夜勤ができない職員の柔軟な雇用条件の検討や日々の業務を効率化し、職員一人ひとりの負担軽減を図っていくことに期待したい。
- c 施設の現状を熟知する職員が、施設の改修について検討を進め、法人との連携の下で計画的な改修を進めることが期待される。

【短期入所（児童）】

- a (【障害児入所施設】 aに同じ。)
- b 利用中の体調変化時の対応について、家庭での急変時の対応について事前に確認することで、よりスムーズな対応が期待される。
- c (【障害児入所施設】 cに同じ。)

【障害者支援施設】

- a (【障害児入所施設】 aに同じ。)
- b 職員が主体的に検討を進め、サービスの維持向上と職員の負担軽減が図られる取り組みに期待する。
- c 老朽化に伴う修繕を進めているが、利用者に関わる職員の意見をさらに反映し、全体的な改修の取り組みが一層進展することが期待される。

【短期入所（成人）】

- a (【障害児入所施設】 aに同じ。)
- b (【障害者支援施設】 bに同じ。)
- c 短期入所の利用者も希望すれば基本、日中活動に参加できるよう配慮しているが、休日や平日夜間の余暇活動のさらなる充実期待したい。

【共同生活援助事業】

- a 利用者とその家族の状況やニーズに応じて支援している技能をユニット間で共有し、各ユニットの支援に活かすための体制の充実が望まれる。
- b 各ユニットの独自性を考慮しながらも、ホーム全体の運営の統一事項を詳細に文書化し、運営の一体性をさらに深めていくことに期待したい。
- c 情報管理の効率化を進める観点から、情報システムのさらなる活用に向けた取り組みを進めていくことに期待したい。

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

【障害児入所施設】

- a 統一した支援記録システムについて、必要な要望を集約しながら、法人事業団本部の担当者や業者と連携して、計画的な改修を行っていく。
- b 日勤により利用者支援に携われる配置や業務の効率化等の方策を講じ、働きやすい職場づくりに努めていく。
- c 個室化、小規模ユニット化に向けた方針と計画について、事業団本部や東京都と意思疎通を図り、改修工事の予算要求等を行っていく。

【短期入所（児童）】

- a (【障害児入所施設】 aに同じ。)
- b 入所時の面接の際、複数の連絡先の他、かかりつけの医療機関等を確認し、児童短期入所利用者状況表に記載し、緊急時の対応とする。
- c (【障害児入所施設】 cに同じ。)

【障害者支援施設】

- a (【障害児入所施設】 aに同じ。)
- b 利用者の高齢化・虚弱化に伴い業務量が増えていく中、さらなる利用者サービスの維持向上のため、必要な職員体制の確保に努めるとともに、寮間・職員間の情報共有、協力連携体制の強化や介護機器導入、間接的業務の委託化などの取組を進めていく。
- c 障害者支援施設の利用者の高齢化・虚弱化に伴う介護ニーズの増加等の課題を抱えている。居室の個室化を進めるとともに、将来的な施設のあり方を検討し、改築等について東京都と協議を進める。

【短期入所（成人）】

- a (【障害者支援施設】 aに同じ。)
- b (【障害者支援施設】 bに同じ。)
- c 短期入所の利用者についても、日中活動の参加のほか、希望に応じて休日や平日夕方に実施している利用者のサークル活動への参加や余暇時間の充実に繋がる取り組みを検討・実施していく。

【共同生活援助事業】

- a 定期で行う世話人連絡会のほか、支援員の研修強化を図り、利用者とその家族に状況やニーズに応じた支援の提供に努める。また、適正な支援体制を維持していくために人材確保を継続して行っていく。
- b 世話人業務において服薬管理等、ホーム全体の適正な運営に向け統一事項の文書化に取り組み、支援にあたる職員全体への共有を図る。
- c 世話人を中心に情報共有を進め、情報システムの活用を通して支援の状況の把握や適切な支援に繋げていく。

令和7年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、令和6年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

## エ 苦情解決制度の充実

利用者・保護者からの苦情・相談については、相談体制の詳細について周知するとともに、複数の受付窓口（第三者委員、「園長・相談員への手紙」、全グループリーダー等）で広く受け付け、苦情解決委員会に毎月報告し、解決を図っていく。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
4人（社協職員、障害者施設の施設長、専科講師、傾聴ボランティア）	年33回

## オ 利用者満足度調査の実施

園におけるサービス内容について、可能な限り利用者の意向を汲み取るよう調査方法を工夫しながら実施し、その結果を次年度の入所支援計画・個別支援計画の作成や行事の設定・変更に反映させ、適切な支援につなげていく。

また、調査結果については個別支援委員会等で集計・分析を行い、全体的な傾向を探ることでより良いサービス提供を目指す。

障害児入所施設では、昨年度から運用を開始した寮内意見箱を活用し、月1回の寮会議で児童からの要望を検討し、その結果を児童に伝えていく取組を実施する。

実施内容	実施時期
利用者要望調査（児童）、利用者満足度調査（成人）	12～1月
日中活動利用者意向調査	10～11月
短期入所者アンケート（児童）	利用の都度等

## （２）アクション② 児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

### ア 地域生活移行への取組強化

今年度開設する女子地域移行寮と男子自活寮が連携し、地域生活を営むために必要な生活能力の向上を図り、自活訓練事業等に取り組む。

また、グループホーム等移行先の最新情報を共有し、移行を進めるとともに、就労定着、地域生活の安定、地域支援者への相談等きめ細かな体制でのアフターケアを実施し、地域生活の安定と定着を図る。

障害児入所施設では、児童や保護者等への情報提供、定期的な地域移行個別ヒアリングによる進行管理を行うなど、地域生活移行に向けた支援を積極的に行っていく。また、リービングケア（退所準備）として、家庭復帰が望ましいケースでは、児童相談所と連携しながら、親子宿泊や一時保護等を行い、親子関係再構築に取り組む。

障害者支援施設においても、利用者やご家族等の意向も踏まえた上で、地域生活移行に向けた支援を行っていく。また、利用者の高齢化・虚弱化による身体機能の低下をはじめ、日常的な医療的ケアが必要となる利用者が今後増加することが見込まれるため、高齢者施設等への移行についても計画的に行っていく。

#### （ア） 地域生活移行

事 項	成人	児童	
		18歳以上	18歳未満
自活訓練事業等実施者数	0人	0人	7人
地域生活移行者数	1人	2人	6人

#### （イ） 地域や他施設への移行に向けた取組

グループホーム見学	20回
介護施設見学	5回

### イ 家族再統合への取組強化

障害児入所施設においては、リービングケアとして、保護者面会や親子宿泊室の活用、一時帰宅を実施している。児童支援部門地域移行委員会において、家庭復帰が可能な児童について、家庭環境、保護者状況の情報を共有し、家族再統合が望ましいケースにおいては、児童相談所との連携のもと積極的に取り組んでい

く。

### (3) アクション③ 虐待防止の徹底

利用者の権利を擁護し、安全・安心な生活を確保することは、施設運営の中で最も基本的かつ重要である。そのために、全職員が虐待は絶対に起こしてはならないという虐待防止に対する高いプロ意識を持つとともに、虐待や不適切な支援を行わない十分な知識と専門性を身につける必要がある。

事故防止・虐待防止委員会においては、虐待防止対策を協議するほか、職員行動規範や虐待防止ガイドライン、過去の虐待事例等を周知し職員の意識向上を図り続けるとともに、毎年の虐待防止研修の受講や意見交換会の開催等を通じ、職員の専門性の更なる向上を図っていく。また、チェックリストに基づく自己点検により、虐待の未然防止に取り組んでいく。

障害児入所施設においては、虐待事案の再発防止のために、夜勤帯の職員増配置や各寮間における緊急連絡用ブザーを活用し、夜間の支援体制を強化する。また、日々の朝礼や児童寮会議等において、各寮の児童の状況を共有し、各寮間で相互に応援し合う体制整備と意識強化を図るとともに、権利擁護検討会等において、困難事例に対する効果的な支援や良い関わりを好事例として共有することでサービスの向上及び虐待防止に努めていく。その他、子どもの権利ノートやカードの配布と説明を児童福祉司と連携し実施していく。

障害者支援施設においては、毎月、寮ごとに「利用者支援」「ヒヤリ・ハット」「虐待防止」の3項目について目標を掲げ、翌月には掲げた目標に関する振り返りと今後の対応に向けた意見交換会を行い、更なる支援向上に努めていく。

また、重大事故ゼロの徹底に向け、職員個人が目標設定を行い、12月の「虐待防止月間」だけでなく、年間を通じて「重大事故ゼロ運動」を展開するなど、園を挙げて権利擁護の取組を強化し、虐待防止の徹底を図る。

職員アンケート調査結果や意見交換会を踏まえ、園で共通して取り組むべきとの意見が多かったものについて、園全体の取組として実施していく。

さらに、支援困難ケースや特別な支援を要するケースにおいては、外部の巡回精神科医や心理士に助言を得ることで、支援力の向上を図る。

その他にも、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、虐待防止マネージャーが中心となって、事故防止・虐待防止委員会及び権利擁護検討会において、身体拘束を行う場合の手続の適正化及び身体拘束解除に向けた検討を行う。

こうした取組を繰り返し、かつ継続的に行っていくことで、職員一人ひとりへの取組の浸透を図っていく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
事故防止・虐待防止委員会	年36回 (委員会12回 小委員会年24回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止計画の策定</li> <li>・不適切な支援や虐待の防止等に向けた取組</li> <li>・身体拘束禁止の検討及び周知等</li> <li>・小委員会は必要に応じ開催</li> </ul>
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修、事業団共通の虐待防止研修(総論)(eラーニング)の実施

#### (4) アクション④ リスク管理の推進

##### ア リスクマネジメントの徹底

利用者本位のサービスが常に適切に提供されるよう、職場の中に危うい状況がないかどうか絶えず確認するリスクマネジメントを徹底する。

- (ア) 様々な機会を捉えてヒヤリ・ハット記録を作成する意義について浸透を図り、提出を促進する。また、事故報告及びヒヤリ・ハット報告の分析を行い利用者支援に活かすとともに、月報を作成し、経営層による事故防止・虐待防止委員会及び各寮チーフによる小委員会で検証し、部門内の会議で注意喚起を図る。
- (イ) 利用者等の安全確保・権利保護を目的として、見守りカメラ等を活用し、事故発生時には原因を検証した上で必要な対策を立て、再発防止に努める。
- (ウ) 各寮にチーフを配置し、連絡・調整・指導役として位置づけるとともに、チーフを補佐するサブチーフを配置し、寮の運営体制を強化する。
- (エ) 各種マニュアルについて、職員が常に確認できるようにして周知徹底を図るとともに適宜見直し、最新の知見に基づく実践的な内容を目指していく。
- (オ) 児童利用者を対象とし、外部講師や心とからだの育成委員会による非行防止・対人関係向上に関する講座を開催する。
- (カ) 第三者委員の活動や実習生・ボランティアの受入れ等を積極的に行い、開かれた施設運営を行う。
- (キ) 巡回相談による個別相談など、職員が気軽に相談できる体制を整備、継続し、職員の心身の健康の保持と支援力の向上を図っていく。

事 項	実施回数等	内容等
事故防止・虐待防止委員会 (再掲)	年36回 (委員会12回、 小委員会年24回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止計画の策定</li> <li>・不適切な支援や虐待の防止等に向けた取組</li> <li>・身体拘束禁止の検討及び周知 等</li> <li>・小委員会は必要に応じ開催</li> </ul>
救急救命講習会	年3回	全職員悉皆(3年に1回)
児童向け講座	年13回	心とからだの学習会、セーフティ教室

## イ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報保護については、研修等により、継続的な意識啓発に取り組むとともに、園で作成した「個人情報の手渡し・持出し・移送手順書」等による適切な管理及び取扱いを徹底、ネットワーク上のセキュリティインシデントについて園内メールで注意喚起を図る等事故防止に努める。また、「情報セキュリティ対策基準」に基づき適切な対応を行っていく。さらに、日々変化するサイバー攻撃等の脅威に対しても必要な対策を講じていく。

## ウ 災害、防犯対策の取組

大規模な災害が発生した場合においても、施設機能を維持していくため、BCP等に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄、非常時用備品の配備、更新を行う。

具体的には、総合防災訓練や夜間訓練を含む防災訓練(地震・火災・大雨・がけ崩れ等)を実施し、職員住宅居住者の迅速な参集・応援を求めめるため設置した緊急放送用のスピーカーの活用、ヘルメット、ヘッドライトなどの装備品の着用など災害発生時の状況に即した訓練を実施する。食糧の備蓄や各種災害対策用品については、必要品を精査し、整備していくほか、事業団合同防災訓練への参加、職員参集訓練、炊出し訓練も実施する。

また、防犯対策として、防犯カメラ等を有効に活用する。

事 項	実施回数	内 容
児童施設防災訓練	年9回	避難訓練、夜間・大雨・がけ崩れ想
成人施設防災訓練	年5回	定訓練、消火器操作訓練、炊き出し
活動支援棟防災訓練	年11回	訓練、自衛消防活動審査会参加等
グループホーム防災訓練	各ユニット 年2回	避難訓練

## エ 感染症対策の徹底

感染防止マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症や、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染防止に取り組む。発生時には、迅速に対応し、感染拡大に

努めるとともに、支援体制の調整を図る。

(ア) 感染症の標準予防策の徹底のための啓発を強化する。

(イ) 外部から感染症を持ち込まないための取組及びリスク軽減のための取組を徹底する。

(ウ) 利用者の健康観察に努めるとともに、必要な予防接種の積極的な勧奨を行う。

(エ) 職員に対し、感染症に関する研修を開催し、感染に関する知識、防護服の着脱や吐物の処理方法等の技術を高める。

(オ) 感染症対策の強化を図るため、「感染症対応マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画（BCP）」を適宜見直す。

事 項	実施回数等	内容等
感染症対策会議	感染症発生時	園全体で感染症の対応策を協議
感染症対応研修	4月 1回	新任・転入職員向け研修
	11月 1回	上記以外の職員向け

## 2 東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

### (1) アクション① 特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的

#### 支援を提供

##### ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

障害児入所施設においては、民間施設での受入れが困難なケースや児童自立支援施設、児童養護施設での不調ケースについて、児童相談所、学校等と連携し、社会的養護機能を果たしていく。特に、一時保護委託の要請についても積極的に対応していくとともに、短期入所も可能な限り希望日程に沿うように調整を図っていく。また、児童相談所等の要請に沿った性別・年齢の児童の受入れに応じられるよう、各寮チームと連携しながら、支援体制の調整を進めていく。

なお、今後、都立障害施設の機能強化方針に基づき、手厚い支援を必要とする児童を家庭的な養育環境で受け入れていくため、児童寮の小規模ユニット化を順次計画的に進めていくことができるよう、東京都と調整を図る。

障害者支援施設では、「都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドライン」に基づき、利用調整委員会での議論を経て、地域での生活が困難な利用者、精神科疾患を抱える利用者等を受け入れていく。

##### イ 専門的な支援の充実

児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者を計画的に養成・配置するとともに、研修の充実や的確なアセスメントの実施、園内外の医師、心理職等専門職との連携を図りながら、適切な入所支援計画及び個別支援計画を作成し、専門的な支援の充実に取り組んでいく。

障害児入所施設では、特別な支援が必要な被虐待児等への支援の専門性向上を図るため、巡回相談（心理的ケア専門相談及び精神科領域専門相談）等、外部講師によるコンサルテーションを継続し、的確なアセスメントに基づく支援、児童一人ひとりに対する環境整備の検討等を園内専門職とも連携して行う。また、専門的な対応が必要な発達障害や精神科病院に通院している児童の支援にも、関係機関との連携を一層強化し、積極的に取り組む。

障害者支援施設では、高齢・虚弱化に対応するため、高齢化対策委員会での検討を踏まえながら、看護師、理学療法士、言語聴覚士、栄養士等の専門職や医療機関と協力・連携し、効果的な支援内容の改善に取り組むとともに、安全な生活環境を整備していく。利用者の個別の状態によっては、介護保険サービスの利用も視野に入れ支援し、関係機関と調整しながら成年後見制度の活用も検討していく。また、精神障害を抱える利用者については、個々の状況に合わせた職員の支援力向上を図るとともに、医療関係者・心理職とも連携し、個別的対応を実施していく。

\* 心理職員による利用者へのケア

( ) は心理的ケアを必要とする利用者の割合（令和7年3月1日現在）

個別面接	延626人 (全192人中88人、45.8%)	心理療法、SST、知能検査、相談等含む
------	----------------------------	---------------------

## ウ 生活環境・日中活動の充実

生活環境面において、障害児入所施設では、個室化等の利用者特性に応じた環境整備等を行い、より安心感の得られる居住環境の確保ができるよう東京都と調整していく。

また、障害者支援施設では、居室の個室化を進めるとともに、高齢・虚弱な利用者の増加に対応した生活環境の整備や施設内設備等の設置・更新を確実にやっていく。

日中活動面においては、各利用者の特性に応じた活動に取り組めるよう、室内作業グループ（智剣班、紙加工班）、外作業グループ、余暇活動グループ（ひまわり班、いきいきプラザ、あしたば班）、日中保育の7班の活動メニューを提供していく。

利用者がいきいきと働き、活動できる場所づくりと作業環境整備を行うとともに、販路拡充、利用者工賃の確保を目指す。

また、講師を招いて実施している文化的活動（絵画、音楽リトミック、ミュー

ジックセラピーなど)では、楽しく安全な活動が提供できるように利用者個々の特性やニーズに合わせた活動を提供していく。

日中保育では幼児を対象に学習、リズム遊び、運動、個別リトミックなどを実施するほか、言語聴覚士による「ST活動」を引き続き実施していく。

高齢・虚弱な利用者についても、継続して日中活動に参加できるように、各寮と活動棟間の送迎車等を活用していく。

今後も利用者の状況等に応じて活動内容や参加方法の見直し・改善に取り組むとともに、理学療法士、心理職、言語聴覚士、看護職と福祉職員が連携し、利用者の身体機能の維持・向上にも寄与するなど、日中活動の充実を図っていく。

#### 日中活動の充実

プログラム数	11活動	特別活動を含む。
平均工賃	3,656円/月	(R7年1月まで)
ST活動	幼児2人	週1回

## エ 特色のある取組の充実

障害児入所施設においては、グループリーダーやチーフが様々な支援課題について、職員の抱える悩み事を吸い上げ、児童寮会議や寮会議の場において意見交換を行う。また、各寮会議に巡回相談(心理)を定期的にコンサルタントとして招き、職員のスキルアップを図る。

個々の職員が虐待防止の視点から支援を見直す機会として、サブマネージャー等をファシリテーターとして、全職員を対象にしたグループワーク(ななおゼミ)を実施する。

関係機関との連携の重要性や役割等を知ることがを目的に、外部研修として、児童養護施設等への体験研修を企画する。

障害者支援施設においては、精神科病院に入院、他施設サービス利用の継続困難、被虐待等、様々な事情により生活介護、短期入所での受入れ要望がある。個々の状況に応じ、実施機関との協議、関係機関との連携を図り、受入れを検討の上、実施していく。また、虐待防止や支援力向上を図ることを目的に、全職員を対象にしたグループワーク(ななおゼミ)を実施する。さらに、各寮のチーフ・サブチーフの連携及び育成を図るため、月1回程度「チーフゼミ」を開催し、円滑な寮運営に活かしていくとともに、チーフゼミで作成した寮運営計画書を用いて、各寮の長所・短所を明確にし、寮運営の改善につなげる。就労移行支援事業においては、就労継続支援B型利用希望者に対するアセスメントを行う。

## (2) アクション② 高い専門性を発揮できる職員の育成

### ア OJT推進体制の強化

新任・転入職員に対し、年度当初の集中研修及び事業団人材育成方針、研修計画に基づく実務研修を実施し、人権意識を徹底した上で職場への理解を深め、業務への誇りを持つなど動機づけを行い、職務への取組意欲を引き出していく。また、配属先でも、各種マニュアルを整備した上で、チューター制度を活用しながらOJTを着実に実施し、支援技術とともに、日々の正確な引継ぎや、一貫した方針に基づくチームによる支援方法を学べるよう育成を強化する。さらに、一定期間勤務した後、部門長・グループリーダー等を交えた振り返り、管理職との自己申告面接などにより、配置職場での習熟度の確認を行う。

すべての職員が職務に必要な知識・手順を示すマニュアルを整備、適宜改訂するとともに、必要な時にいつでも手に取れるよう、共有フォルダへの格納を行う。

また、各部門において、副園長や児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者等が寮会議に参加し、利用者支援やチームワーク形成等、円滑な寮運営へ向けた助言や指導を行う。

## イ 計画的・効果的な研修の実施

「研修等人材育成調整会議」において、事業団が行う研修（職層別研修、課題別研修）、園独自の研修（下表(ア)）、外部機関が実施する研修（下表(イ)）を活用し、個々の職員が必要な時期に必要な研修を受講できるよう、総合的に調整する。

園独自の研修については、園職員として必要な基礎知識を習得する「基礎・基盤」と、知的障害児・者に関する専門知識・支援技術などを習得する「応用・発展」に整理し、計画的・効果的に園職員の資質を高めていく。

### (ア) 園独自研修

	研修内容	備考
基礎・基盤	① イン트로ダクションー七生福祉園を知るー <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任・転入職員オリエンテーション</li> <li>・地域支援研修（GH見学を含む）</li> </ul> ② 基礎力養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の書き方</li> <li>・支援計画の作成方法</li> <li>・感染症研修</li> </ul> ③ 反復学習 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス推進研修</li> <li>・人権研修</li> <li>・交通安全講習会</li> <li>・救命救急講習会</li> </ul>	4月採用職員その他、年度途中採用職員も対象

	研修内容	備考
応用・発展	① 園共通 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チューター研修</li> <li>・中堅職員研修</li> <li>・CVPPP（包括的暴力防止プログラム）</li> <li>・アンガーマネジメント研修</li> <li>・チームビルディング研修</li> <li>・意思決定支援研修</li> <li>・ななお再発見（児童・成人部門間の職員交流）</li> </ul> ② 障害児領域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期研修</li> <li>・他施設見学／派遣交流研修</li> </ul> ③ 障害者領域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化対策研修</li> <li>・他施設見学／派遣交流研修</li> </ul>	適宜開催

(イ) 外部機関が実施する研修への受講推薦

	研修内容	備考
外部機関	① 東京都社会福祉事業団 新任者研修、中堅職員研修、ファシリテーション研修、スーパービジョン研修など ② 東京都福祉保健財団 リスクマネジメント研修、強度行動障害者支援者養成研修、障害者虐待防止・権利擁護研修など ③ 東京都心身障害者福祉センター サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修など	対象者、希望者等を随時推薦

ウ 高い専門性を発揮できる職員の育成

専門的な支援技術やノウハウを必要とする強度行動障害のある利用者を受け入れるため、東京都福祉保健財団と連携し、強度行動障害従事者研修を計画的に受講する。

さらに、自己啓発制度(資格取得支援制度等)を活用した自学を推進していく。

事項	人数等
強度行動障害研修の受講者（基礎・実践）	基礎2人・実践2人

## エ 外部専門家、外部医師等との連携

個別支援会議やケース検討会議に外部の専門家等を招き、個別の支援課題に対する検討を行い、専門的な支援の充実を図る。

障害児入所施設では、外部専門家（精神科医、臨床心理士）と連携を図り、困難ケースの支援方法等に助言を得ることで、的確なアセスメントに基づく支援、環境整備に繋げていく。

障害者支援施設では、権利擁護検討会やななおゼミ等で、支援困難な利用者への対応や職務に関することについて外部専門家からアドバイスを受けるとともに、必要に応じ外部の専門機関との連携を図る。

## (3) アクション③ 質の高い人材の確保・定着

### ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学希望者の受入れ、採用説明会や募集広告等の積極的な取組により、職員採用につなげる。選考に当たり、希望者にはオンライン面接も実施する。また、福祉人材養成学校への働きかけを強化するとともに実習生に施設のPRを行い、質の高い人材の早期確保を図る。

「研修等人材育成調整会議」において、各部門が所管する研修等人材育成に係る事務事業の実施に関し、総合的・計画的に進行管理する。

### イ 職員の離職防止の取組

各部門において、副園長や部門長、グループリーダーが寮会議等に参加し、意見交換や助言等に取り組むとともに、面談等の機会を捉え、職員の悩み等を汲み上げ、問題の共有・解決に努める。また、風通しの良い職場づくりを進め、やりがいを実感できる職場として、職員が長期にわたって安心して働き続けることができる職場環境を整備する。

## (4) アクション④ セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

セーフティネットの役割を果たすため、特別な支援が必要な児童や利用者を受け入れていくため、利用者の障害特性に応じた専門的・個別的な支援ができるよう職員の支援力向上に向けた育成や体制確保等への取組と併せ、寮における建物構造や設備等のハード面も重要である。

施設の老朽化が進む中、障害児施設の入所ニーズの多様化や小規模ユニット化の必要性、障害者支援施設の利用者の高齢化・虚弱化に伴う介護ニーズの増加等の課題を抱えおり、居室の個室化を進めるとともに、将来的な施設のあり方を検討し、改築等について東京都と協議を進める。

## (5) アクション⑤ 蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

### 献

実習生等受入計画により実習生を受け入れるほか、地域支援や施設への理解促進等を図るため、見学等希望者を受け入れていく。

事 項	実人数／延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	53／634人	保育士、社会福祉士、介護福祉士資格取得等のための実習
教職課程の介護体験受入れ	6人／30人	小中学校教員免許取得に必要な介護体験（利用者支援）
高校生等実習生の受入れ	15人／100人	七生特別支援学校等の生徒の実習
施設見学の受入れ	140人／140人	教育機関、公的機関等

## 3 施設機能の活用と地域共生の推進

### (1) アクション② 地域で暮らす障害者・障害児を支援

#### ア 短期入所事業

障害児入所施設では、レスパイト（在宅で知的障害児（者）を介助している家族の休養に資する一時預かり）や保護者の入院等の理由に加え、家庭内の暴力や養育困難な児童の受入れが増えていることから、実施機関や保護者等と連携しながら対応していく。

障害者支援施設では、レスパイトや保護者の入院等の理由に加え、保護者の高齢化等により、家庭等での支援が困難なケースでの利用も増加しており、実施機関や保護者等と連携し、受入環境を整備していく。

また、日野市との契約・依頼に基づき、何らかの理由により在宅等の生活が難しくなった方の受入れを行っていく。

#### イ 一時保護委託

養育困難、被虐待、家庭内での暴力等、緊急な保護が必要で民間施設での受入れが困難な場合は、児童相談所の要請を受け、一時保護委託での受入れを実施し、セーフティネットの役割を果たしていく。受入れ期間中の特別支援学校等への登校については、可能な限り調整していく。

#### ウ 就労移行支援事業

関係機関と連携し、就労移行支援計画に基づき基礎訓練、実習等の活用、生活

支援を行い、長く安定して働き続けられるようジョブマッチングに主眼を置いた就労支援・定着支援を行う。また、これまでのノウハウや地域機関との連携を生かし、新規利用者確保に努める。

## エ 共同生活援助事業

共同生活援助事業所「あおば」の7ユニット「あおば」「あすか」「のぞみ1」「のぞみ2」「らいふ」「みらい1」「みらい2」の入居者の地域定着支援を、世話人等と連携して行う。また、各ユニットへの訪問や自己検査の実施等により、世話人等への運営指導を行う。老朽化しているユニットについて、住環境整備等に取り組む。なお、直営の1ユニットについては、引き続き、適正な運営に努めるとともに、その他の6ユニットについては、運営業務委託評定を実施し、支援の質の向上や安定的運営の確保を図っていく。

## オ 相談支援事業

日野市民を対象とし、相談事業を丁寧に行いながら、地域のニーズに対応することに努める。また、特定相談支援事業としてサービス等利用計画作成等を行うとともに、「日野市障害者等相談支援事業」もあわせて実施する。

## カ 日野わーく・わーく

事務局として、加盟団体をはじめ、企業、商工会、地域団体等と連携し、共同受注、生産・商品開発、共同販売、ショップの運営・販売を行う。また、障害者の就労に繋げるための就労訓練の機会を提供する。

サービス内容	対象者	利用者数
短期入所事業（児童）	都内全域	延420人
短期入所事業（成人）	都内全域	延420人
短期入所事業（公益事業）	日野市	延146人
就労移行支援事業	都内全域 (ただし、通所可能な方)	延1,400人 就労目標 3人
特定相談支援事業	日野市民	延450回

## (2) アクション③ 地域との共生を目指す取組

### ア 地域における公益的な取組

地域から七生特別支援学校高等部に通学する生徒を対象に、男子自活寮、女子地域移行寮において体験利用を受け入れ、地域児童の自立支援の一助とする。

また、就労移行支援事業所において、特別支援学校の通学生を対象とした就労体験（現場実習）を受け入れる。

さらに、日野市内社会福祉法人ネットワークを通じ、災害対策や共催行事など、参加施設等と連携する機会を設ける。

## イ 多様な主体との連携

(ア) ハローワーク、就労支援センター等と連携し、企業就労・定着支援を行う。また、就労に関するノウハウを生かし、特別支援学校や地域からのアセスメント実習に対応していく。

(イ) 日野市シルバー人材センターと連携し、利用者の見守り支援等を実施する。

(ウ) 大学や専門学校等との連携によるボランティア受入れ再開に向けて検討を進める。

事 項	延人数	内 容
日常活動支援	580人	寮での余暇の相手、生活支援補助
日中活動支援	300人	活動支援棟での日中活動支援補助
外出付添支援	200人	利用者の外出、外泊の付き添い
行事活動支援	250人	園行事（園祭、プール等）支援
その他	50人	ななおファミリー等

## ウ 地域との連携・協力関係の強化

地元のお祭りや地域主催行事、関係機関の催し再開に合わせ、各種イベントに出店し、地域との交流を充実する。グラウンドやプールなど、施設機能を開放し、プールの貸出に際しては、利用団体に事前の救急救命講習受講を案内する。

また、日野市地域自立支援協議会や相談・就業支援連絡会等地域の委員会・連絡会等に参加し、地域ニーズを把握し貢献していく。

内 容	対象団体等
プール等の開放	地域の障害者団体等へ夏期に園内プールを開放

## エ 災害対策における地域との連携

近隣の施設・特別支援学校と締結した「防災・防犯活動相互応援協定」に基づき、近隣3施設による「防災・防犯活動相互応援協定に係る連絡会」を開催し、防災・防犯に関する情報交換等を行う。

日野市と協定を締結し、災害時に開設することになった福祉避難所については、市と連携し、災害発生時を想定した訓練や体制の強化を図る。

## 4 運営体制の強化と経営の透明性

### (1) アクション② 経営の健全化のための財源の確保

入所者を計画的に募集し、入所率の向上を図るとともに、契約内容の精査や、管理部門を中心とした光熱水費の節減に努める。また、老朽化している施設付帯設備等の修繕、更新を計画的に進めるとともに、利用者の生活環境向上のため、安全で快適な環境を整備する。また、常に業務の見直しや契約内容の精査等を行い、全職員のコスト意識の向上、効率的な施設運営に努める。

## **(2) アクション③ DXの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善**

DXを積極的に推進し、従来の紙・手作業での管理からデータ・システムでの管理に切り替えることにより、業務の効率化や負担軽減、情報共有の向上に取り組んでいく。また、支援記録システムについて、法人全体で連携しながら改修等を行い、効果的に運用していく。

障害者支援施設では利用者の高齢化・虚弱化に伴い、職員の業務量が増大している。職員の身体的負担の軽減や業務の効率化など、職場環境改善のために間接的業務の委託化やICT・次世代介護機器の導入の推進を図り、トライアル発注等の活用も検討する。

テレワークや利用者のオンライン面会等については、継続して実施するとともに、オンラインによる研修や会議の開催などネットワーク環境を有効活用し、働きやすい職場環境の整備に努めていく。

## **(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現**

より働きやすい職場としていくためには、職場の風通しを改善し、チームによる支援が徹底できる組織を目指していかなければならない。そのためには、日頃のコミュニケーションや意見交換会、職場間の交流を活発に行い、職員間で相談しやすい職場環境を整備し、報告・連絡・相談が確実に行われる職場づくりに取り組んでいく。また、各種マニュアルを整備し、業務の標準化を図るとともに、充実した研修により職員のスキルアップを図っていく。

また、職員が主体性を持って働き、やりがいを実感できるよう職級に応じた職責を伝達し、業務改善の意識を浸透させるとともに、職員提案の活用等により、業務成果やアイデアを表出し、反映できる機会をつくっていく。

## **(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保**

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------